April, 2019

IFRS第17号 TRG Meeting Flash

2019年4月に開催されたTRG(Transition Resource Group)の概要



2019年4月、IFRS第17号の実務上の諸論点を議論するTRG(Transition Resource Group)が開催され、以下のテーマについて議論がなされた。

		テーマ	対応するアジェンダペーパー
•	1.	保険契約に含まれる投資要素	AP01
2	2.	その他の論点	AP02

1. 保険契約に含まれる投資要素

論点の所在

IFRS第17号において、保険会社は保険契約に含まれる投資要素を識別する必要がある。

この要件により、以下のような論点が生じる。

- 保険契約が投資要素を含んでいるか否かをどのように決定するか
- 投資要素を含んでいる場合、その投資要素は保険契約から分離して測定されるべき ものか
- 分離されない投資要素の場合、投資要素は保険収益や保険サービス費用から控除することとなるが、その金額をどのように決定するか

TRGの議論

(保険契約が投資要素を含んでいるか)

TRGメンバーは、あらゆる状況(契約の満期、失効、保険事故の発生を含む)において保険会社が保険契約者に支払うことを要求されている金額がある場合に、保険契約が投資要素を含んでいるということを確認した。また多くのTRGメンバーはこれに合わせて投資要素の定義を明確化すべきだと述べたが、何人かのTRGメンバーは明確化の必要はないと述べた。

以下の理由から、投資要素の決定は重要である。

- 分離される投資要素は、IFRS第9号「金融商品」の下で測定される
- 分離されない投資要素については、損益計算書において保険収益と保険サービス費 用から控除される
- 投資要素があることは投資リターンサービスが存在するために必要な条件の一つとなっており、投資リターンサービスの存在はカバー単位の決定や収益の認識パターンに影響を与える(1月のIASBで提起された基準の改正案を参照)

また、TRGメンバーは保険会社が以下のようなステップで投資要素の存在を決定する必要があることを確認した。

- 分離されるべき投資要素を識別するために契約が投資要素を含むかを、また、契約が 投資リターンサービスを提供するかを契約の始期時点で評価する
- 商業実態のあるシナリオ(投資要素の決定において商業実態のないシナリオは考慮にいれないため)の中に、契約者に対して何も支払わないようなものがあるかを評価する
- 契約者への支払金額がゼロになるシナリオがあっても、それが即座に投資要素を含まないということを意味するわけではないことに留意する。たとえば以下のシナリオは、必ずしも契約が投資要素を含まないということを意味しない
 - 一 保険会社から保険契約者へ支払う金額と保険契約者から保険会社に支払うべき 金額を相殺するシナリオ
 - 負の投資リターンによりユニットリンク契約の勘定価額がゼロになり、保険契約者に支払う金額がなくなるというシナリオ

(投資要素は分離されるか)

TRGメンバーは、投資要素は以下の2つの条件の両方を満たす場合にのみ分離されることを確認した。

- 投資要素と保険要素との相互関連性が高くない
- 同等の条件を有する契約を、同一の市場又は同一の法域で、保険契約を発行する企業 又は他の当事者のいずれかが独立に販売しているか又は販売できる

また、TRGメンバーは要素間の相互関連性が高いのは以下のいずれかの場合であることを確認した。

- 一方の要素の価値が他方の要素の価値によって変わる場合
- 保険契約者が、他方の構成要素も存在していないと一方の構成要素から便益を受けることができない場合。例えば、一方の要素の満期や失効が他方の満期や失効を引き起こす場合や、契約上の取り決めによって契約者が一方又は両方の要素の解約をすることが認められていない場合など

同等の条件を有する契約に関して、TRGメンバーは以下のことを確認した。

- 保険契約に含まれる投資要素に係るすべての条件について、そのサービスはそれら と同等と考えられる性質を有していなければならない
- 支払のタイミングが保険契約者の死亡に依存するような投資要素については、市場 において同等の条件のものを入手することは通常不可能だと考えられる

上記により、TRGメンバーは投資要素を分離できるケースが限定的であるということを 確認した。

(分離されない投資要素の金額の決定)

TRGメンバーは、IFRS第17号の下で保険契約者に対する支払いのタイプに以下の3つがあることを確認した。

支払のタイプ	損益計算書上での扱い
保険金	保険サービス費用として認識される
投資要素	保険サービスの提供とは関係しないため、保険収益 および保険サービス費用から控除される
保険料の払戻 (契約の解約により提供しなく なったサービスに対する保険 料の返戻など)	保険収益を減額する

TRGメンバーは、IFRS第17号は分離されない投資要素の金額の決定方法を定めていないため、その決め方にはさまざまな方法があるということを確認した。解約返戻金がある場合のように契約の中に明確な投資要素がある場合、金額は比較的容易に決定できるが、投資要素の金額の決定が難しいようなケースも想定される。TRGメンバーは、適切と考えられる方法の一つとして現在価値の計算を応用する方法があることを確認した。

今後の影響

保険会社にとって、契約に投資要素が含まれるかどうかを評価することは重要である。特に、カバー単位の決定においては保険契約に含まれる投資リターンサービスを考慮しなければならない、という1月のIASBでの暫定的な決定には留意する必要がある。この暫定的な決定では、投資リターンサービスが存在するためには保険契約が投資要素を含むことが必要であるとされた。

また、投資要素と保険料の払戻をどのように区別するべきかという懸念についても議論 された。財政状態計算書、損益計算書および契約上のサービスマージンの取扱いにおい ては、どちらであっても取扱いは変わらないものの、投資要素だけに求められる分離や 開示上の要件が存在する。

保険会社にとっては、基準に整合したアプローチにより投資要素を識別しその金額を決定することが重要である。これには、すべての契約条件について注意深く検討していくことが必要となる。

2. その他の論点

(1) 保険キャッシュ・フローの測定

TRGメンバーは、保険キャッシュ・フローの測定について以下のような議論を行った。

インフレーションの前提の変更

価格指数に基づくインフレーションの前提は、契約の条件の中でその指数との関連が定められていないとしても金融リスクに関連するものとして扱われる。その変動は純損益またはその他の包括利益において保険金融収益又は費用として認識される。反対に、保険会社の予想による特定の物の価格の変動に基づくインフレーションの前提の変更は、金融リスクに関連するものとはみなされない。

非金融リスクに係るリスク調整の決定における再保険の考慮

TRGメンバーは保険会社が再保険を保有している場合に、その再保険の基礎となる契約の非金融リスクに係るリスク調整の測定において、再保険を考慮に入れるべきかを議論した。その結果、保険会社が基礎となる契約の保険料を決定する際に、再保険の利用可能性についてそのコストも含めて考慮に入れているなら、基礎となる契約のリスク調整の測定においても再保険を考慮することができることを確認した。また、保有する再保険のリスク調整については、常に再保険会社に移転されるリスクとして決定される。

基礎となる項目の変動による履行キャッシュ・フローの変動の認識

何人かのTRGメンバーがこの問題について懸念を示した(IASBは2019年4月の会議でこの問題を議論する予定である)。

IASBスタッフは、基礎となる項目の変動による履行キャッシュ・フローの変動は一般測定モデルの下では契約上のサービスマージンを調整するべきではないと述べた。彼らは、これらの変動は金融リスクに関する前提の変更だと考えている。スタッフはこの点を明らかにするようIASBに提案する予定である。

TRGメンバーはこの明確化に賛成したが、何人かは保険サービスと投資サービスの表示の分離への影響について懸念を示した。これは特に、基礎となる項目の変動が非金融前提(保険契約が基礎となる項目の一部である場合の死亡率前提など)に関連している場合に問題となると考えられる。

(2) 変動手数料アプローチの適格性

直接連動有配当保険契約の判定において、保険会社は公正価値リターンのうち保険契約者に支払われる部分の割合がどの程度かを考慮する必要がある。また、死亡保障に対する保険料が基礎となる項目から差し引かれるような契約も存在する。あるTRGメンバーは、契約が変動手数料アプローチの適格性を満たすか否かの決定において、基礎となる項目から差し引かれる保険料が定額ではなく基礎となる項目の公正価値に応じて変動するような場合には、その条件をよく検討するべきであると指摘した。

(3) 非金融リスクに係るリスク調整の変動の分解

保険会社は、非金融リスクに係るリスク調整の変動を①貨幣の時間価値およびその他の金融リスクから生じるものと②非金融リスクから生じるものに分けるかどうかを選択することができる。IASBスタッフは、この選択は契約上のサービスマージンの調整に対しても影響を及ぼすものなのかを2019年4月のIASBで議論されるように準備している。あるTRGメンバーは、これを表示上の選択のみの話であると考えていたため、この論点に懸念を示した。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室 ファイナンシャルサービス本部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、 的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではあり ません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案 する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.